

# 宇部市道路位置指定要領目次

赤：変更

## 目 次

第1	趣 旨	.....	1
第2	一般基準		
	(1) 申請道路の起点	.....	1
	(2) 申請道路の延長	.....	1
	(3) 申請道路の幅員	.....	1
	(4) 申請道路の転回広場	.....	1
	(5) 申請道路のすみ切り	.....	2
第3	築造基準		
	(1) 申請道路の分筆等	.....	2
	(2) 申請道路の境界	.....	2
	(3) 申請道路の舗装	.....	2
	(4) 申請道路の勾配	.....	2
	(5) 申請道路の附属施設	.....	3
	(6) 申請道路の排水施設等	.....	3
第4	手続き基準		
	(1) 申請の手順	.....	3
	(2) 事前協議	.....	3
	(3) 申請書等の様式	.....	4
	(4) 申請書等の記入方法	.....	4
	(5) 申請書の添付図書	.....	4
	変更、廃止の手続	.....	5
第5	維持管理		
	(1) 維持管理	.....	6
	(2) 権利の移転	.....	6
第6	指定の時期	.....	6
	参考図	.....	7～11

## 宇部市道路位置指定要領

### (趣旨)

第1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4（道に関する基準）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条（道路の位置の指定の申請）及び第10条（指定道路等の公告及び通知）、昭和45年12月28日建設省告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）及び宇部市建築基準法施行細則（平成15年宇部市規則第18号）第15条の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (一般基準)

第2 道路位置指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の一般基準は、次の各号による。

#### (1) 申請道路の起点

申請道路の起点は、接続する建築基準法上の道路との境界線とする。

但し、法第42条第2項道路で4m未満の部分にあっては道路後退線とする。

( 図 1 参照 )

#### (2) 申請道路の延長

申請道路の延長は、申請道路の起点より終点までを当該道路の中心線に沿って測り、勾配のあるときは実延長とする。

但し、法第42条第2項道路で4m未満の部分にあっては道路後退線とする。

( 図 2 参照 )

#### (3) 申請道路の幅員

申請道路の幅員は、道路の中心線に直角に測り、有効幅員を4メートル以上確保しなければならない。

( 図 3 参照 )

#### (4) 申請道路の転回広場

ア 申請道路の転回広場の形態は、原則として次図のとおりとし、数値は有効寸法とする。

(中間) ( 図 4 参照 )

(終端) ( 図 5 参照 )

イ 申請道路の転回広場の位置は、原則として次図のとおりとする。

ただし、全幅6メートル以上ない場合（既存位置指定道路を含む）で、延長が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場を設けなければならない。

（ 図 6 参照 ）

#### （5）申請道路のすみ切り

申請道路のすみ切りは、建築基準法施行令第144条の4によるほか特殊な場合は次のとおりとする。数値は有効寸法とする。

〔建築基準法施行令第144条の4第1項第2号に規定するすみ切り〕

（ 図 7 参照 ）

ア すみ切りを設けるべき位置に建築物又は工作物等があるため、すみ切りを設けることが著しく困難な場合においては、一方のすみ切りは隅角をはさむ辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形となるようにしなければならない。

（ 図 8 参照 ）

イ 申請道路が他の道路と同一平面で交差若しくは接続又は屈曲することにより生ずる内角（120度以上の場合を除く。）が60度以下の場合は、当該内角を頂角とする二等辺三角形の底辺の長さが2メートル以上となるようにすみ切りを設けなければならない。

（ 図 9 参照 ）

ウ 歩道が設けてある既存道路に接続する申請道路のすみ切りは、歩道部分に設けることができる。

（ 図 10 参照 ）

### （築造基準）

**第3** 申請道路の築造基準は、次の各号による。

#### （1）申請道路の分筆等

道路部分の土地については、原則として分筆し、地目を公衆用道路としなければならない。ただし、やむを得ないと判断できる場合はこの限りではない。

#### （2）申請道路の境界

申請道路の境界は、側溝、縁石、標示杭等で明確に区画しなければならない。

#### （3）申請道路の舗装

申請道路は、原則として舗装しなければならない。ただし、通行上支障のない場合は充分転圧した砂利敷きとすることができる。

(4) 申請道路の勾配

申請道路の縦断勾配は、12 パーセント以下とする。ただし、周囲の状況によりやむを得ず縦断勾配が 12 パーセントを超える場合においては、滑り止めの処置を講じる等避難及び通行の安全上支障がないようにしなければならない。

(5) 申請道路の附属施設

ア 周囲の状況により申請道路の通行の安全を確保する必要がある場合は、当該道路に防護柵、カーブミラーその他の安全施設を設けなければならない。

イ 申請道路の敷地内において、切土、盛土、擁壁等の設置をする場合においては、原則として山口県建築士会発行の開発許可ハンドブックの基準によらなければならない。

(6) 申請道路の排水施設等

ア 側溝は、申請道路の両側に設けなければならない。ただし、土地の状況により片側とすることができる。

イ 側溝の構造は、原則としてコンクリート製とする。

ウ 側溝及び下水管等の排水施設は、周囲の状況より判断して周辺に溢水等の生じないよう他の有効な排水施設に接続させなければならない。

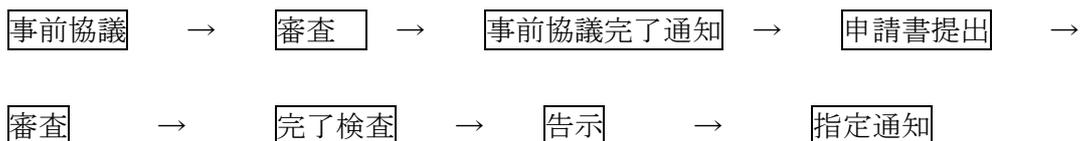
エ 側溝の放流先が用水路又は私設排水路であるときは、関係者の同意を得なければならない。

**(手続き基準)**

**第4** 申請道路の手続き基準は次の各号による。

(1) 申請の手順

ア 手続きの流れ



イ 事前協議は、「道路位置指定事前協議書 (別記第 1 号様式)」により行うものとする。

ウ 申請書は、(5)に掲げる図書等を添えて建築指導課へ提出しなければならない。

(2) 事前協議

- ① 道路の位置の指定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) から事前協議書正副 2 部が提出されたときは、その内容について本要領第 2 条及び第 3 条に適合するかどうか審査するものとする。
- ② 市長は、第 1 項の審査を完了したときは、正副それぞれの事前協議書の「協議の結果」欄に以下により記入するものとし、申請者に事前協議書の副本を返却し、正本は市に保管するものとする。

- 一 事前協議書の設計内容により築造、指定申請をして差し支えない場合は、その旨
  - 二 事前協議書の設計内容を是正することにより築造、指定申請をして差し支えない場合は、その旨及び是正箇所、是正方法の教示
  - 三 事前協議書の設計内容を是正して再度協議が必要な場合は、その旨及び是正箇所、是正方法の教示
  - 四 事前協議書の設計内容では指定ができない場合は、その旨及び指定ができない理由
- ③ 前項の通知において、事前協議書の「協議の結果」欄に第一号又は第二号に該当する場合に限り、事前協議完了通知書を交付するものとする。

(3) 申請書等の様式

宇部市建築基準法施行細則に定めるものとする。

- 道路位置指定申請書（正）（副） ・ ・ ・ ・ ・（様式第9号）
- 道路位置指定承諾書 ・ ・ ・ ・ ・（様式第10号）
- 道路位置標示届 ・ ・ ・ ・ ・（様式第12号）

(4) 申請書等の記入方法

ア 道路位置指定申請書

申請者が法人の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入しなければならない。

イ 道路位置指定承諾書

承諾の必要な権利関係者の範囲は次のとおりとする。

- ① 申請地に所有権、抵当権、地役権等の権利を有する者  
承諾者印は、印鑑登録済の印で押印しなければならない。
- ② 申請道路築造により新たに建築基準法に抵触する建築物を所有する者
- ③ 申請道路築造により管理者となる者

(5) 申請書の添付図書

申請書（正・副）には次に掲げる図書類を添付しなければならない。

項 目	正	副	備 考
事前協議完了通知書	写し	写し	
道路位置標示届	○	写し	
道路位置指定承諾書	○	写し	
印 鑑 証 明 書	○	写し	申請日前3ヶ月以内のもの
登 記 簿 謄 本	○	写し	申請日前3ヶ月以内のもの
法定外公共物の加工承諾書	写し	写し	法定外公共物（里道・水路等）に関するもの
申 請 図	○	○	

申請図の名称	記載事項及び注意事項
位置図	◆縮尺（1／10000程度）、方位、申請の位置
附近見取図	◆縮尺（1／2500程度）、方位、申請の位置、 その他目標となる地物等
平面図	◆縮尺、方位、申請道路の幅員、延長、すみ切りの長さ及び その他必要な事項並びに申請道路と接続する既設道路の 種別及び幅員 ◆単位は小数第1位まで（小数第2位を四捨五入）
地籍図（公図の写し）	◆縮尺、方位、申請道路の位置、地番、地目、土地の所有者 の氏名、その他必要な事項並びに公図の複写年月日及び製 作者
求積図	◆地番ごとに実測したものを求積する。 ◆単位は小数第2位まで（小数第3位を切り捨て） ◆ <del>法第42条第2項道路に接続する場合は、道路の境界線か ら後退線までの部分を申請道路の面積に含む。</del> ◆法定外公共物加工又はすりつけ等は造成面積に算入する。 ◆申請部分の中に含まれる法定外公共物（里道・水路等）は、 面積及び長さには算入し、地番の表示方法は、○○○－○地 先とする。
道路横断図	◆申請道路の構造、勾配、幅員、法敷、境界線等
道路縦断図	◆申請道路の中心線の長さ、勾配、境界線等
排水計画図	◆申請道路及び計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の配 置図及び構造図（側溝断面図）並びに排水経路
敷地の区画割予定図	◆申請道路を利用して敷地となる土地の区画割図及びその 敷地の面積（1区画の面積は原則として150㎡以上） 但し、既存建築物がある敷地の場合は別途協議する。
完成写真及び写真撮影方 向図	◆道路との接続部分、転回広場、全体状況その他必要と思わ れる箇所の写真

#### （6）変更、廃止の手続

ア 道路位置の廃止とは、既存道路の全部を廃止することをいい、それ以外は道路位置の変更として取り扱う。

イ 変更の申請における承諾の必要な関係権利者の範囲は、当該変更申請に係る道路に関して権利を有する者及び当該変更申請に係る道路に沿接する土地に関して権利を有する者とする。

ウ 廃止の申請における承諾の必要な関係権利者の範囲は、当該廃止申請に係る道路に関して権利を有する者及び当該廃止申請に係る道路に沿接する土地に関して権利を有する者とする。

#### (維持管理)

第5 位置の指定を受けた道路の維持管理は次の各号による。

##### (1) 維持管理

位置の指定を受けた道路の管理者又はその敷地の所有者は、当該道路を常に適正な形態に保つよう努めなければならない。

##### (2) 権利の移転

道路の権利を移転する場合には、維持管理についても承継すること。ただし、やむを得ないと判断できる場合はこの限りではない。

#### (指定の時期)

第6 道路位置指定は、所定の要件を満たした道路が築造された後に行う。

#### 付 則

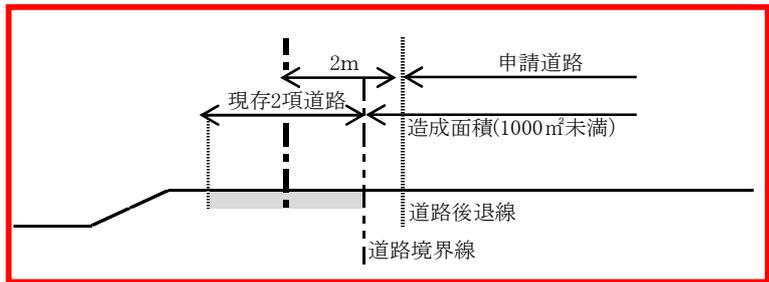
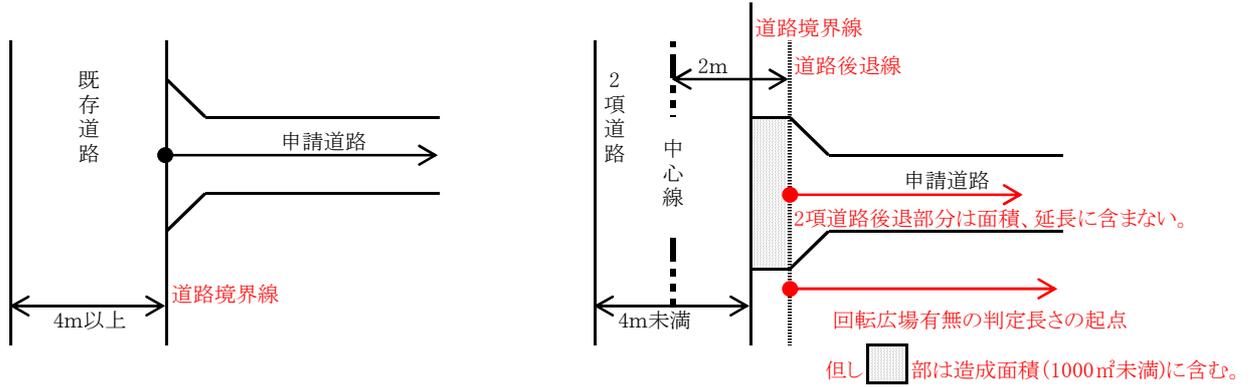
この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

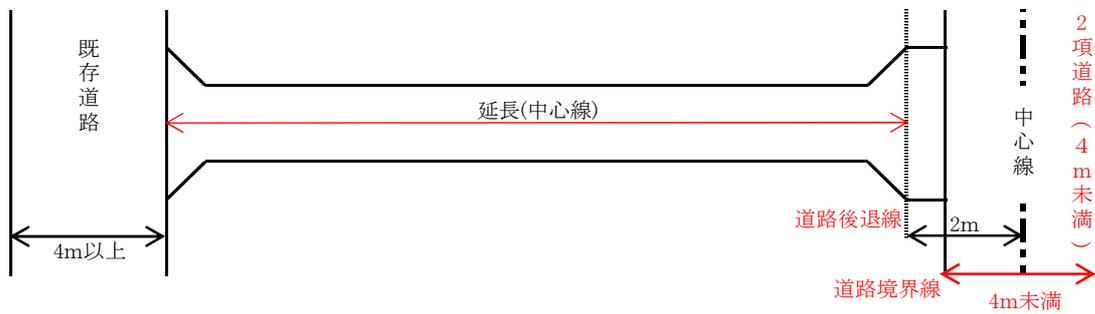
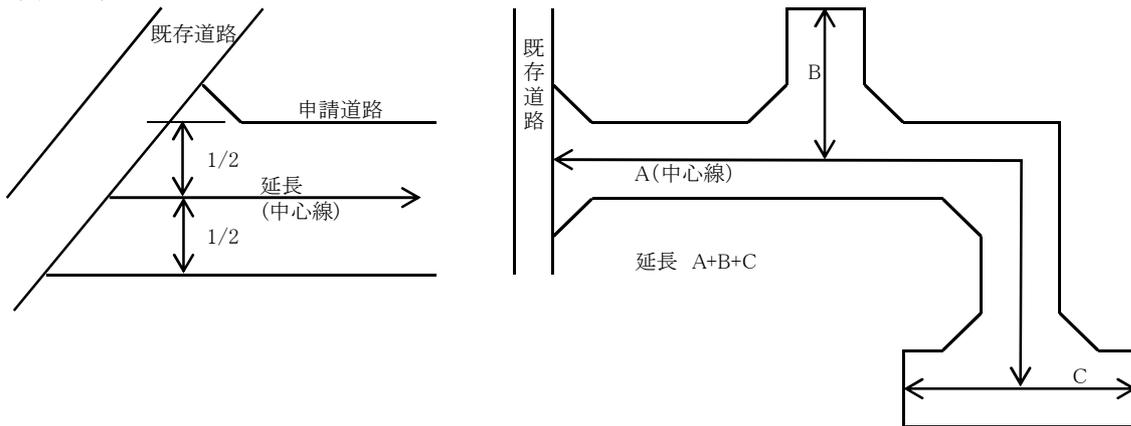
この要領は、令和3年5月1日から実施する。

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

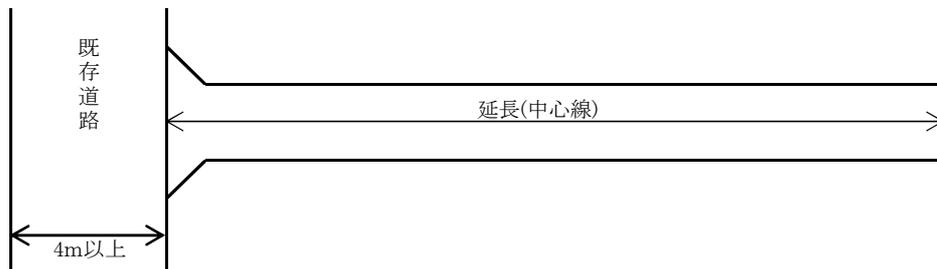
( 図 1 )

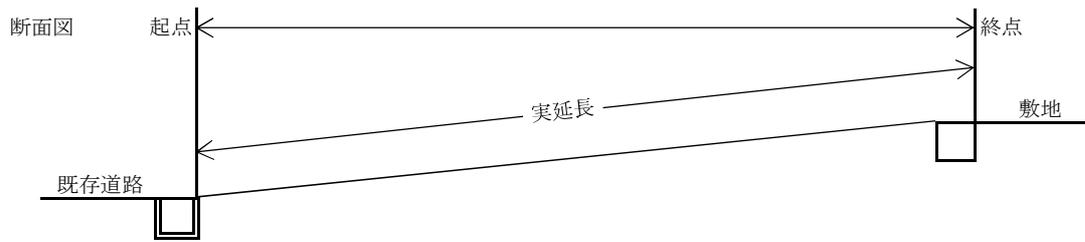


( 図 2 )

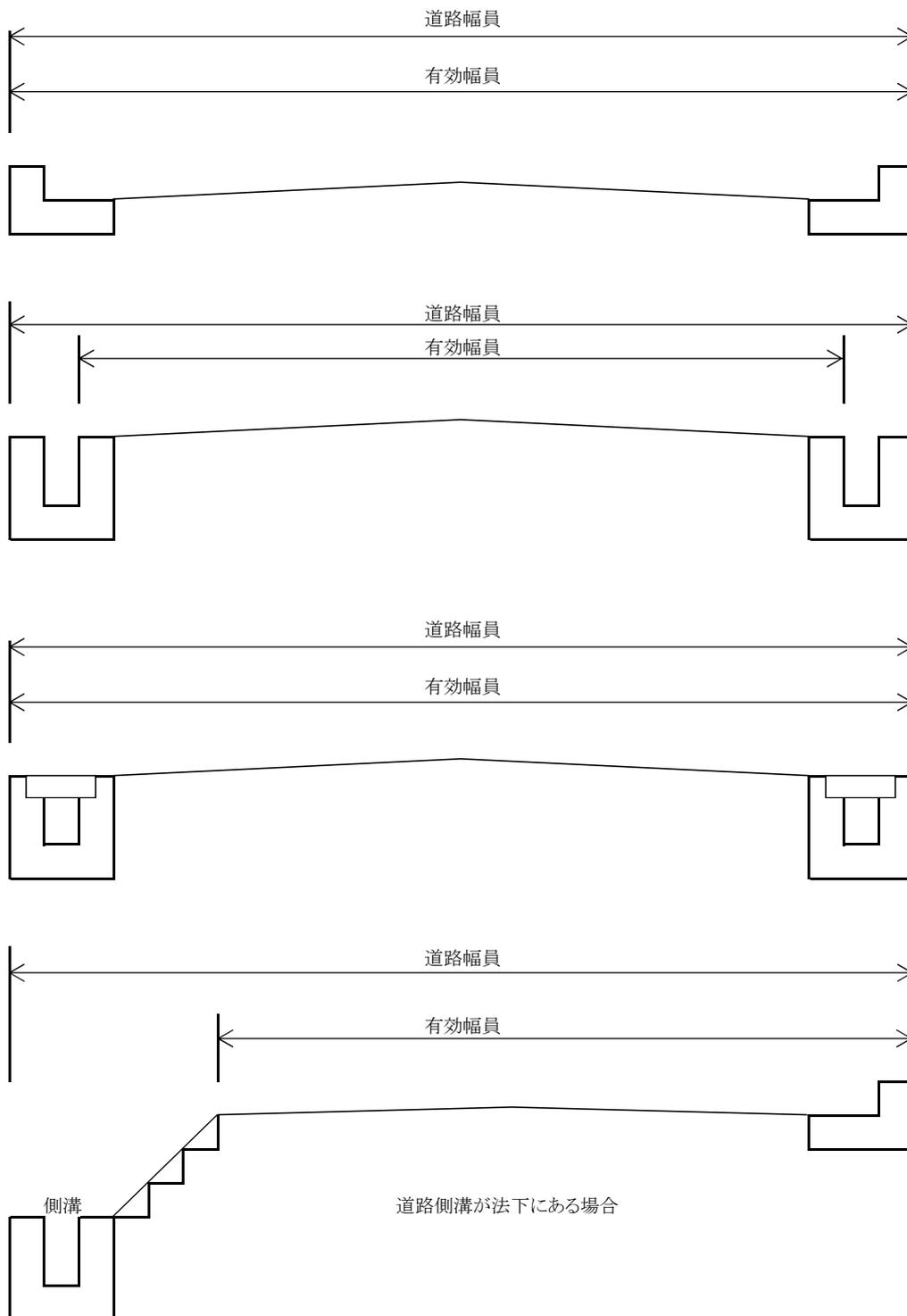


平面図



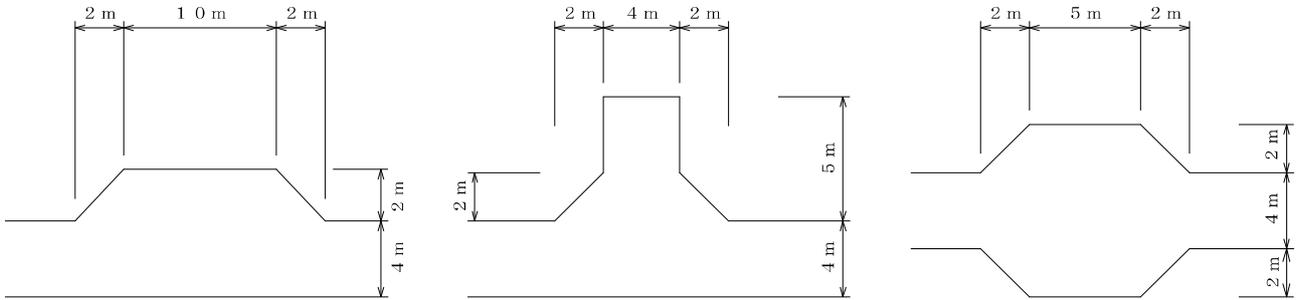


( 図 3 )



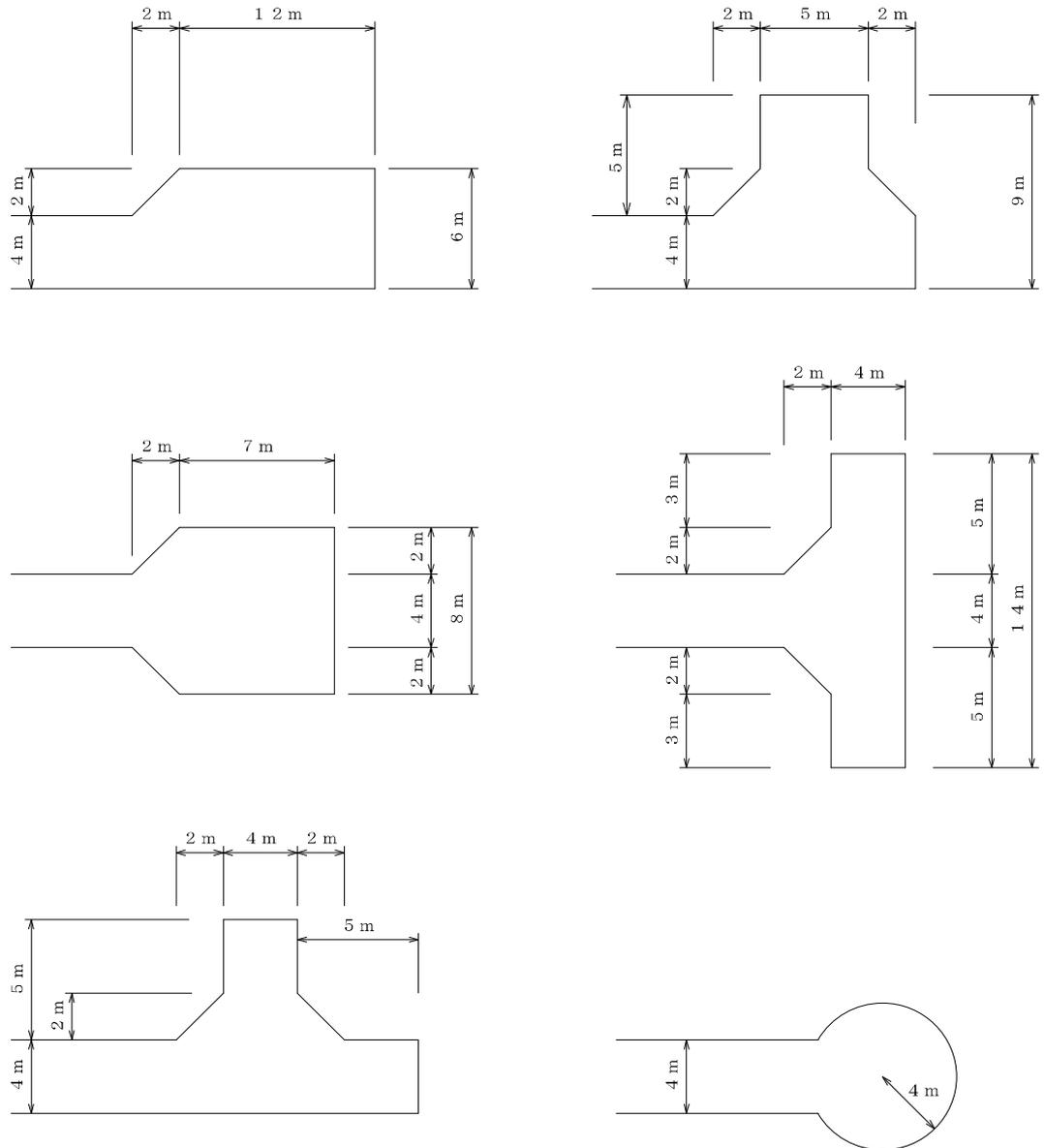
( 圖 4 )

(中間)

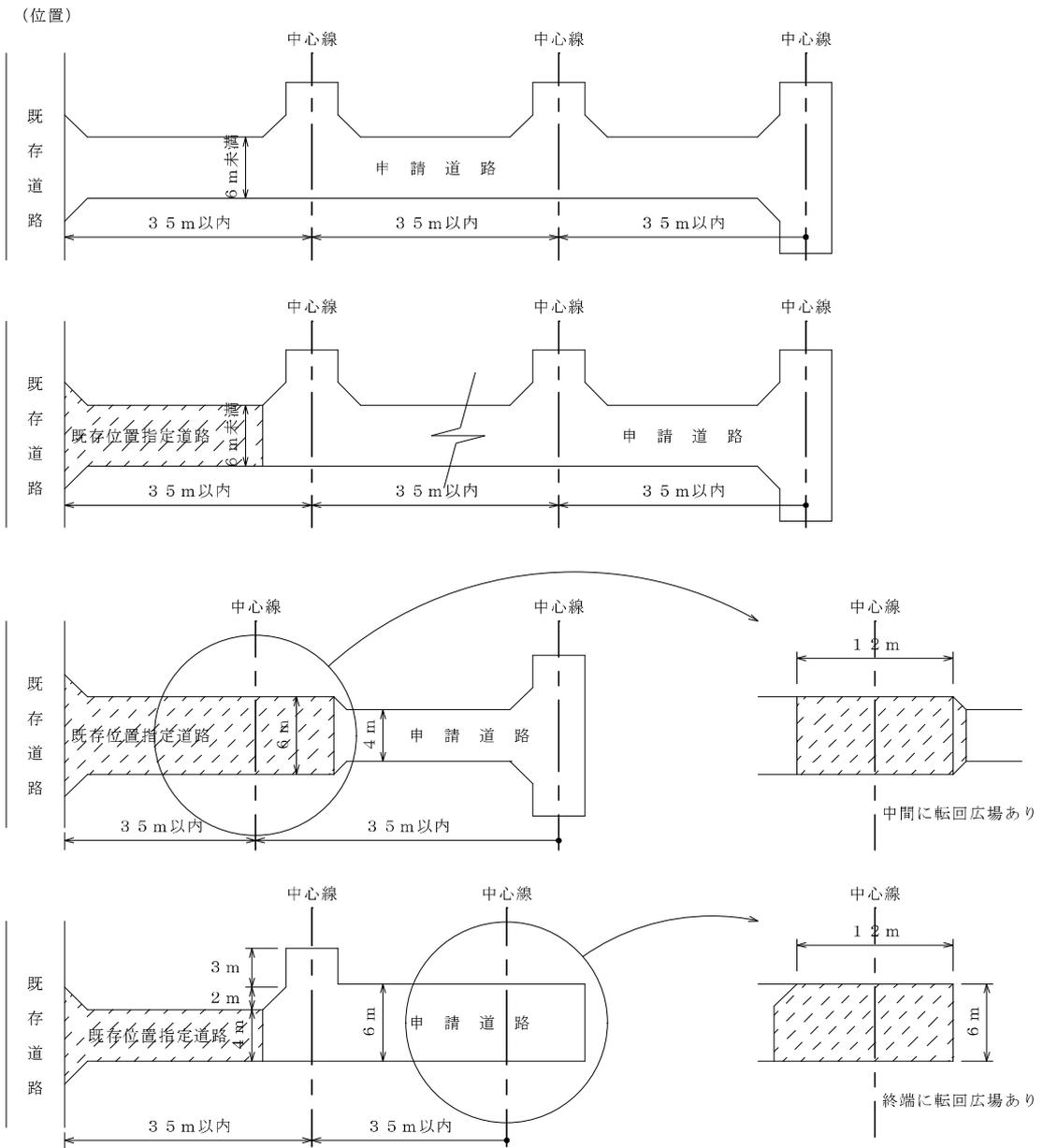


( 圖 5 )

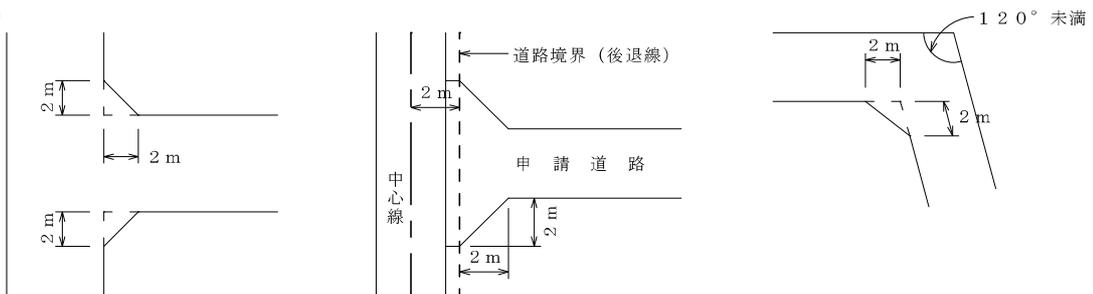
(終端)



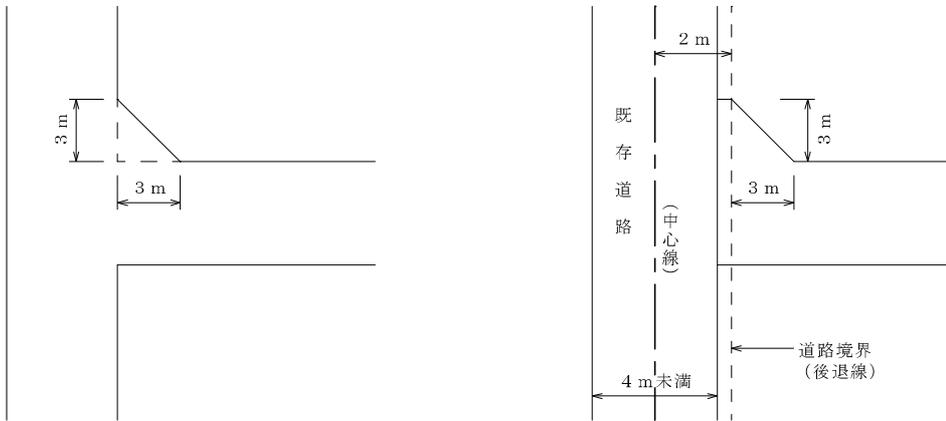
( 図 6 )



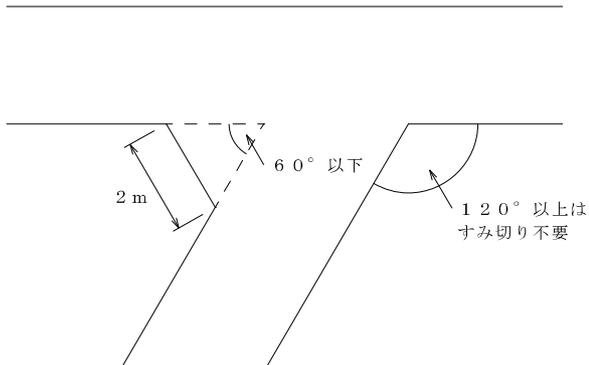
( 図 7 )



( 図 8 )



( 図 9 )



( 図 10 )

